

質 問 回 答 書

令和8年6月12日

件 名 8神栖市内水ハザードマップ作成業務委託

番 号	図面番号等	質 問	回 答
1	第1章総則 (検査) 第10条—2 甲が成果品に訂正の必要～すべて乙の負担とする。	乙が原因の瑕疵に適用する条文であり、甲に瑕疵がある場合には適用とならない理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	第2章業務概要 (作業内容) 第13条 (4)ハザードマップ素案作成	初稿を作成する作業を指している理解でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
3	同 (5)ハザードマップ修正案作成	校了用原稿を指している理解でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
4	(資料収集整理) 第18条 (1)神栖市都市計画図DMデータ	国土地理院の承認または都市計画図の使用承認を得たものを元に、同等の精度で調整した地図データを背景図として使用してよろしいでしょうか。	差し支えありません。

件 名 8神栖市内水ハザードマップ作成業務委託

番 号	図面番号等	質 問	回 答
5	(ハザードマップ修正案作成) 第20条 2 修正案を提示し、…成果品として納入する用紙に印刷し、再度甲と協議を行う。	成果品として納入する用紙に印刷しての協議は、最終的な色校正の段階であり、レイアウトや文字の校正などは成果品用紙とは別の用紙を使用する理解でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
6	(GISデータ取りまとめ) 第21条 前条までに…電子媒体に格納する。	電子媒体の指定はありますか。なければ、容量に足る任意の媒体を使用します。	電子媒体への格納については、「いばらき大容量ファイル交換システム」の使用を予定しております。